

令和 5 年度 事業方針（案）

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されてから3年が過ぎ、改めて社会的孤立や生活困窮の課題が浮き彫りとなりました。

さらに地域社会では、核家族化や少子高齢化、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、地域で孤立し様々な問題を抱えながら、制度の狭間にあって必要な支援を受けられないなど、地域における福祉課題・生活課題は深刻化しています。

こうした地域社会の変容と複雑多様化する課題に対応するため、国では地域を基盤とした様々な制度改革が進められ、市町村を主体に生活支援体制の整備が進められています。

鹿追町社会福祉協議会では、昨年度から居宅介護支援事業所の開設や生活困窮者就労準備支援等事業を受託し、「鹿追町生活あんしん相談窓口」を設置して関係機関と連携しながら相談支援事業に取り組んで参りました。

新年度からは新たに多機関協働事業と成年後見支援センター運営を受託して、既存の事業と一体的に、地域・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい・地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域のニーズを受け止め、多様なサービスを充実させるとともに、住民主体となる地域福祉活動の展開と基盤・体制づくりに取り組んで参ります。

令和5年度 主要事業実施計画書

1. 会務の運営（予算額 605千円）【前年同額】
 - ・理事会の開催（年5回）
 - ・評議員会の開催（年3回）
 - ・監査の実施（年4回）
 - ・役員研修会等への参加
2. 一般管理業務（予算額 8,486千円）【前年比 △9,869千円】
 - ・広報、啓発活動、社協だより発行
 - ・各種研修会等の参加
3. 児童福祉事業（予算額 70千円）【前年同額】
 - ・町内各地域の児童を対象とした事業への助成
4. 老人福祉事業（予算額 295千円）【前年比 △88千円】
 - ・老人クラブ連合会運営育成及び活動助成
 - ・独居老人対策事業（ひとり暮らし世帯を対象とした事業）
 - ・敬寿会お祝い
 - ・託老所事業（日曜クラブ）への活動助成
5. 障がい者福祉事業（予算額 160千円）【前年同額】
 - ・身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会の活動補助及び助成
 - ・もみじ工房の運営に対する助成
6. ふれあい給食事業（予算額 1,442千円）【前年比 △965千円】
 - ・月2回木曜日の実施。原則70歳以上の単身世帯及び高齢夫婦世帯を対象に、食事をしながら交流を深める。誕生会やクリスマス会も計画。
※コロナ禍で町内業者のお弁当で実施していたが、4年度より状況を見ながらサポートボランティアによる手作り給食を開始。
7. 成年後見支援センター運営事業（予算額 2,618千円）【新規事業】
 - ※鹿迫町受託事業
 - 鹿迫町における成年後見制度の中核機関としての役割を担うセンターを開設。成年後見制度の利用相談に加えて、成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成、後見人候補者不在の場合の候補者の選定を行う会議の開催などを行う。また、それに関連する社協独自の事業として、

法人後見事業やあんしんお預かりサービス事業（金銭管理を行う事業）を実施する。

8. 生活困窮者就労準備支援等事業

（予算額 11,125千円）【前年比 △1,496千円】

※鹿追町受託事業

・生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行う事業。関係機関と連携しながら経済的社会的自立を促進し、困窮状態から早期脱却できるよう支援する。

（鹿追町生活あんしん相談窓口の設置）

9. 初任者研修開催事業（予算額 1,048千円）【前年比 △284千円】

・介護に関する基礎的な資格である「介護職員初任者研修」を受講できる機会をつくり、鹿追町における介護人材の確保につなげていくことを目的として開催。受講対象者は、町民・町内の医療福祉関係に勤務する者・医療福祉分野へ進む予定の鹿追高校生。研修は特定非営利法人福祉教育機構へ委託。

10. 多機関協働事業（予算額 5,301千円）【新規事業】

※鹿追町受託事業

社会福祉法に基づき令和5年度より鹿追町で実施する「重層的体制整備事業」に係る事業。既存の制度では対応が困難な課題を抱える者や、複合的な課題を抱える者に対して相談援助を行う専門員（相談支援包括化推進員）を配置し、下記の多機関協働事業等を実施する。

| 多機関協働事業等 | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 事業内容 |
| ① 多機関協働事業 | 複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。 |
| ② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | 長期のひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けるための事業。 |
| ③ 参加支援事業 | 既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、支援ニーズと社会資源との間の調整を行う事業。 |

- 1 1. ボランティア活動推進事業（予算額 374千円）【前年比 △15千円】
- ・ボランティア団体等の育成、活動助成
 - ・サポートポイント（ボランティアポイント）事業 ※鹿追町受託事業
- 1 2. 生活福祉資金貸付事業（予算額 1,000千円）【前年比 265千円】
- ・低所得者、身体障がい者、高齢者世帯等を対象とした貸付資金
 - ・更生資金、生活資金、住宅資金、修学資金、療養資金等
 - ・新型コロナウイルスによる緊急小口資金等の特例貸付を受けた方に対する支援
- 1 3. 日常生活自立支援事業（予算額 90千円）【前年同額】
- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供などによりその選択、契約を支援することを目的とした事業。
 - ・サービス内容 ①福祉サービスの利用援助
②日常的金銭管理サービス
③書類等の預かり
- 1 4. 生活支援体制整備事業（予算額 6,799千円）【前年比 1,820千円】
※鹿追町受託事業
- ・高齢者が、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において繋がりや生きがい、役割を持って自立した日常生活を営むことを支援するため、地域の多様な主体による多様な生活支援等サービスの体制整備を推進する事業。老人クラブ等での講話・地域住民ワークショップの開催等。
- 1 5. 居宅介護サービス事業
（予算額 24,689千円）【前年比 3,462千円】
- ①訪問介護事業
- ・要支援、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事の介助、その他の全般にわたる援助を行う事業。
- ②居宅介護事業
- ・障害者総合支援法において市町村支給決定を受けた方を対象に、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う事業。入浴や排泄、食事などの身体介護、調理、洗濯、掃除などの家事援助の他、生活上の相談や助言を行います。

③居宅介護支援事業

- ・要介護者及び要支援者が、必要なサービスを適切に利用し、出来る限り自立した生活が送れるよう、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人及び家族の意向や心身の状況、環境等を勘案してケアプランを作成し、サービス事業者との連絡調整等を行うサービス。要支援者に対する介護予防支援事業は町からの受託事業。

④地域支援事業 ※鹿追町受託事業

1) 配食サービス

- ・毎週火曜日に居宅を訪問し、栄養のバランスの取れた食事を提供する。食事作りは業者（ごはんや）に委託。

2) 軽度生活援助

I 外出・買い物等 ～ 外出・買い物等の付き添い援助。

II 軽微な修繕等 ～ 庭・家の周辺の手入れ、家屋の電気修理等の軽微な修繕。

III 除雪サービス ～ 家の前、窓の下の除雪援助。

IV 訪問安否確認 ～ 独居、夫婦世帯の高齢者の生活状況等を確認。

3) 生きがい活動支援通所事業

- ・施設に通所し、居宅において自立した日常生活を営むことが出来る様に、生活上必要な機能訓練や他者との交流を行い、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上を図る。

4) 生活管理指導員派遣事業

- ・ホームヘルパーを派遣し日常生活に必要な支援を行う。

⑤福祉有償運送事業

- ・公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢者や身体障害者等に対し、医療機関等への移動手段を提供する。

16. 法外援助資金貸付事業（予算額 201千円）【前年同額】

- ・低所得者を対象に、生活の安定を図るため一時的に資金を必要とする世帯に、5万円を限度に貸付を行う事業。

17. 災害救助事業（予算額 100千円）【前年同額】

- ・火災等の被災者に対し、見舞金をおくる事業。

18. 心配ごと相談事業（予算額 0千円）【前年比 △29千円】

- ・日常生活の様々な悩みについて、相談員が指導助言する。
- ・相談日 毎月第1水曜日 午後1時30分から4時まで
（相談日以外にも随時受付）
- ・場所 トリムセンター内

19. 高齢勤労者対策事業

- ・高齢者の豊富な知識、経験を生かし、地域社会に貢献する事を目的とした事業。寿勤労会の運営支援。

20. 赤い羽根共同募金運動協力

- ・10月1日から12月31日まで実施される赤い羽根共同募金運動への協力。

21. 歳末たすけあい運動協力（予算額 1,000千円）【前年同額】

- ・12月1日から31日まで実施される歳末たすけあい運動への協力。寄せられた義援金は、要援護世帯や母子世帯等へ助成される。

22. テント・日常生活用具貸出

- ・福祉事業や団体事業、学校行事などに、テントを無償で貸出。
- ・車イス、歩行器、つえ等を無償で貸出。